

裁判員経験者の意見交換会議事概要

日時 令和2年2月26日(水) 午後2時30分～午後4時30分
場所 札幌地方裁判所裁判員候補者待合室(本館2階)
出席者 司会者 駒田秀和(札幌地方裁判所刑事第3部総括判事)
法曹出席者 山下智史(札幌地方裁判所刑事第3部判事補)
三田村朝子(札幌地方検察庁公判部検事)
奥田真与(札幌弁護士会弁護士)
裁判員経験者 8人(1番, 2番, 3番, 5番, 6番, 7番, 9番, 12番)
補充裁判員経験者 3人(4番, 10番, 11番)

<意見交換会の趣旨説明と法曹三者の紹介, 挨拶>

司会者

ただ今より裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。本日は、裁判員あるいは補充裁判員として参加された経験を有する11名の方にお集まりいただいております。お寒い中、また、お忙しいところご参加いただき、本当にありがとうございます。私は札幌地方裁判所刑事第3部で裁判長を務めております駒田秀和と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、裁判員裁判は昨年5月に制度開始10周年を迎え、今年からまた新たな一歩を進めていくところでもあります。札幌地裁では昨年末までに297人の被告人に対する裁判員裁判が行われたところではありますが、これまで法曹三者において国民の皆さんが参加しやすく分かりやすい裁判となるように努力を続けて参りました。裁判員経験者から貴重なご意見やご感想をいただき運用の改善に活用させていただくことも多々ございます。しかしながら、まだまだ課題も多く、多様な背景をお持ちの国民の皆さんに裁判員として参加いただき、裁判官と実質的に協働してより良い裁判が行われるよう、我々としては努力している途上でございます。本日は皆さまから経験者としての率直なご意見、ご感想をたくさんいただき、制度の運用改善に生かしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、私以外に裁判所、検察庁、弁護士会からそれぞれ一人ずつ参加しておりますので、それぞれ簡単に自己紹介をしていただきます。

山下判事補

駒田裁判長のもと陪席裁判官を務めております山下と申します。本日はよろしくお願いいたします。

三田村検事

札幌地方検察庁の検察官の三田村と申します。皆さまから検察官に対する厳しいものも含め、色々な感想、ご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

奥田弁護士

札幌弁護士会、刑事弁護センター運営委員会の弁護士の奥田真与と申します。このよ

うな会合に出るのはもう何度目かになりますが、毎回楽しみに参っております。本日もよろしく願いいたします。

<裁判員裁判に参加しての全般的な感想，印象等について>

司会者

それでは，早速内容に入って参りますけれども，本日の意見交換会では，最初に裁判員として選ばれるまでの段階，次いで選ばれた後，法廷での審理に臨んだ段階，その次に評議で議論をした段階，そして最後に判決の言渡しとその後の感想といったように段階を区切ってお話をお伺いしようと思っております。

では，最初に裁判員裁判に参加しての全般的な感想，印象について，ごく簡単にお伺いしたいと思います。本日は11名の方にご参加いただいておりますけれども，事件としては5件となっています。皆さまのご紹介も兼ねて，どういった裁判に参加していただいたのか，簡単に紹介させていただいた上で，順次，皆さまから全般的な感想，印象等についてお伺いしたいと思います。

最初の事件は，現住建造物等放火の事件に参加いただいたということでもあります。これは，被告人が自分の住んでいるアパートの部屋に灯油をまいた上で，放火をしたという事案であります。被告人が意図的に灯油をまいて火を放ったのか，また意図的な放火だとして，責任能力があったのかという点が問題となったものであります。裁判員としてお越しいいただいたのが9日間ということ，判決では放火行為と認定した上で，責任能力を認め，その上で懲役4年とされた事案でございました。この裁判には1番さんから4番さんの4名の方に参加いただきました。

では，1番さんから順番に全般的な感想をお願いいたします。

1番

まず，裁判員に選ばれたこと自体にとっても驚きながらも，こんな経験はできないだろうという経験をさせてもらいました。自分の今までの生活と違った経験としては，意見を求められてもきちんと自分の意見を踏まえて答えられたというような形で，勉強させてもらったと思います。

司会者

ありがとうございます。2番さんお願いいたします。

2番

最初，選ばれたとき，辞退しようかどうかということ色々と考えました。実は私はクリスチャンで，プロテスタントの教会員です。教会の方で裁判員裁判を経験された方というのは，私の周りではいなかったんですが，牧師先生にお話しをさせていただいたら，クリスチャンの中にも裁判員裁判を受けて良いものかどうかという意見が二分されているという話でございました。根底には人を裁くな，自分が裁かれないためであるという聖書の言葉がありまして，教会でも本当に受けて良いのか悪いのかと，教会それぞれ色々な判断があるというふうに聞いたのですが，かなり日数がありましたので，自分の中で祈りまして，受けるということを決めました。

実際に経験してみて，非常に自分自身も新たな目が開かれたというところがありますし，経験した後に牧師先生から教会で証をしてくれと，内容は伏せてどういった状況だ

ったのか、自分の中でクリスチャンとしてどう関わってきたのかということをお話してくれと依頼されて、その証をしまして、多くの協会員の方から、もし自分が選ばれた場合は相談したいというようなことを言われました。本当に良い経験をさせていただいたと思っております。ありがとうございました。

司会者

3番さんお願いいたします。

3番

裁判員の話が来て、ちょっと二つの意味で驚いたというところがございます、一つは、私は公務員なんですけども仕事のことは転々と色々なことをやっている中で、時々、法律的なものも少し入ってきて、実は、あくまでも民事ですが、原告と被告の仕事をお手伝いしたぐらいなんですけども両方ともやったことがあります、法廷の左側と右側というのは分かっていたんですが、さすがに法廷の上側に来ることはないだろうと思っていたので、そのことに対して驚いたというのが、まず一つありました。

もう一つは、実は、数年前に私の父親が裁判員裁判の裁判員をやっておりました。それまで自分の人生の中で裁判員を経験した人は、私の親父一人であったのが、私の人生で二人目の裁判員経験者は私になったということで大変驚いたと、二重の意味で驚いたわけでございますけれども、そういった中で、今回、放火の事件に携わらせていただいて、特に否認事件という部分があったので、なかなか重たいなと思いつつも、最後に刑を決める部位に至るまで、非常に全体としてはスムーズに進んだのかなと、個別的には色々とまた後で述べさせていただきますが、すごく良い経験になったなと思っております。

司会者

ありがとうございます。続いて4番さんお願いいたします。

4番

私も自分自身が裁判に関わると思っていなかったもので、大変驚きました。抽選で決まったときは補充裁判員でしたので、あまり役割は重くないのかなと最初は思ったんですけども、説明を受けるうちにしっかりと取り組んでいかなければいけないものだと責任を感じてやっておりました。やり終えて、色々精神的に疲れるといいますか、なかなか悩むところもあったので、負担がなかったとは言えないんですけど、とても良い経験になったと思っております。

司会者

ありがとうございます。では、次の事件についてご紹介させていただきます。

次は5番さんが参加いただいた事件になりますけれども、これも現住建造物等放火の事件と伺っております。被告人が親族が住んでいるアパートの部屋に火をつけて燃やしたという事案で、被告人が犯人かどうか問題とされた事件でありました。裁判員としてお越しいただいた日数が10日間、判決では被告人の犯人性を肯定して、懲役6年とされたと聞いております。

では、5番さん全体的な感想をお願いいたします。

5番

皆さん同じだと思いますけども、まず、素人の私が人を裁けるのかっていうのが、一

番のプレッシャーであり、不安でした。私たちが何を言って良いのか、どんなこと言って良いのかってということが一番だったんですけども、裁判官の方が、いやそうじゃないんだと、とにかくいろんな見方、考え方を私たちは知りたいんだという、その一言で、先ほどのプレッシャーや不安が除かれて、そういう意味ではプレッシャーなく、裁判に参加させていただいたなということが一番の大きな感想です。

司会者

ありがとうございます。次は、6番さんと7番さんがご参加いただいた事件の紹介をさせていただきます。

今回は、強制わいせつ致傷の事件でございました。被告人が深夜路上で被害者に全裸で近づいて、自己の身体を触らせたり、被害者の身体を触るなどして、その際、被害者の手の指に加療約5日間の怪我を負わせた事案と聞いております。被告人は、犯行を認めていました。加えて、この事案は被害者参加があったと聞いています。裁判員としてお越しいただいた日数は4日間、判決では懲役3年、執行猶予5年で保護観察付きと伺っています。

では、順番に6番さんからご感想をお願いします。

6番

まず、特別送達ということで書類が送られて来て、非常に驚きました。まさか自分が裁判員裁判に参加できるとは、この一生の中でないというふうに思っておりました。

参加したんですけども、有職であるため悩みました。勤務先の中では誰一人経験したことがなく、また、仕事優先という考え方の中で、仕事の合間に参加しても良いという、そういう言葉もあったので、非常に悩みました。しかしながら、実際に参加して非常に良かったと思います。裁判という知らなかった世界を知ることができました。

司会者

ありがとうございます。では、7番さんお願いいたします。

7番

私も皆さんと同じなんですけども、裁判員制度については、以前からかなり興味を持っていたんですが、まさか自分に来るとは思っていなかったもので、書類が送られて来たときには、嬉しい気持ちと本当にできるんだろうかという不安な気持ちでいっぱいになりました。しかし、実際に説明を受けると、法律は分からなくても大丈夫だということをしっかりお話しいただきまして、他の裁判員の方たちも法律の知識はあまりないということ伺い、少し安心しました。また、裁判官の方や事務員の方たちもとても親切に接してくれたので、3日間を本当に良い経験をしたという気持ちで終わることができました。

司会者

ありがとうございます。次は、9番さんから11番さんがご参加いただいた事件について、紹介させていただきます。

これは、覚せい剤の密輸の事件でございました。外国人の被告人が氏名不詳者と共謀して、営利の目的で海外から北海道内の空港へ飛行機で来日して、その際、覚せい剤を隠したバッグを持ち込んで密輸したという事案でありました。バッグの中に覚せい剤があることを被告人が知っていたかどうか争われた事件であります。裁判員としてお越

しいただいた日数は7日間で、判決では被告人は覚せい剤があることを知っていたと認定しました。判決は懲役9年及び罰金400万円で覚せい剤を没収という内容でございました。

9番さん、ご感想をお願いいたします。

9番

裁判員制度ができたということは知っていたんですけども、まさか自分にとは皆さんと同様に思いました。難しいなっていうのが正直な気持ちでした。終了した後もやっぱり難しいことなんだな、餅は餅屋に任せた方が良いもんなんじゃないかなっていうのが、正直な気持ちでした。

司会者

10番さんお願いいたします。

10番

私も皆さんと同じで、まさか自分がと。私の場合は、初めて書類が送られて来たときはやった一というふうに思っていたんですけどね。忘れたところに裁判所に来なさいという書類が来て、それでまたやった一と。抽選結果のモニターに自分の番号が映し出されて、本当にやった一と。良い経験ができるなと思いました。

私は小学校の教諭で6年生の担任なんですけれど、6年生では裁判所の勉強もしますし、法律の勉強もしますので、本当に自分のスキルアップにもなりました。駒田裁判長にも学校に来ていただいて、子供たちの前で出張講座をしていただいて、本当にためになる裁判員裁判でした。私が関わった事件は麻薬の密輸で空港で捕まっていますので被害者も明白ではないですし、凶器とかもなかったのも、不謹慎かもしれないですけど気楽に裁判を受けられたので、本当に良かったなと思っております。

司会者

ありがとうございます。11番さんお願いします。

11番

私も最初に、年初に書類が来たときは、まさか自分に来るとは思っておらず、何も分からなかったのも、送られた資料に一通り目を通したんですけど、どうも頭に入らずに、2回目の書類が来たときにやっぱり行かなければいけないのかなと思って、何度か目を通して、それで何とか裁判に参加する前に、いただいた資料で大体の概要を把握できたかなというところではあります。

負担としては、会社の上の人が非常に考慮をしてくれたおかげで、特に体力面などの問題はなく、裁判にとっても集中できましたが、自分の日常とは離れたところで、罪を犯してしまった人のことを考えて、少し精神的に辛いというか、なかなか負担があったんですけど、良い経験だったなと思いました。

司会者

ありがとうございます。では、最後の事件です。12番さんに参加いただいた事件について、紹介させていただきます。

こちらと同じく覚せい剤の密輸の事件でございました。海外在住の被告人が氏名不詳者らと共謀して営利の目的で受け取るつもりで来日し、海外から覚せい剤入りの郵便物を郵送して密輸したという事案で、被告人は犯行を認めていた事件でありました。裁判

員としては4日間お越しただいて、判決では、懲役9年、罰金300万円、覚せい剤没収ということでありました。

12番さん感想をお願いいたします。

12番

私も皆さんと同じように初め、裁判員に選ばれて色々と不安もあったんですけども、大変良い経験になりました。ただ、個別の話になっていくんでしょうけれども、一般的な法律の素人の我々とプロの方たちとかなり温度差が出てしまったときにどうするのかなど。確かに裁判員制度は良い制度だと思うんですけども、極端に一般的な感じ方とプロの感じ方が違ってしまったときにどうするのかと、その辺が非常に気になりました。

司会者

ありがとうございます。一通り皆さんからそれぞれ全体的な感想をいただきました。その中で多くの方に経験して良かったなということをお願いいたしました。本当にありがたいと思っているわけなんですけども、また反面、やはり最初に案内が来たときには驚いたとか仕事の関係で大変だと思われた方も何人かいらしたと聞いております。たくさんの方、色々な方に参加していただく上では、参加いただく上での障害の事由、これをうまく調整いただく必要が重大であると思っております。そういったことから、今回皆さんが参加していただくにあたって、お仕事の面やご家庭の面、どんな点でご苦労されたのか、また、それをどのように調整されたのか、されなかったのか、そういった点を含めてお話しただけの方がいらっしゃいましたら伺いたいと思っております。

では、11番さんお願いいたします。

11番

実は、私は裁判の3日後に自身の結婚式が控えておりまして、実際参加しようかどうかというのも少し迷ったところではありました。ですが、先ほどもお話しさせていただきましたが、職場が特別休暇を何日か増やしてくれたことで、支障なく、式も滞りなくできました。ただ、少し会社の人とも話したことは、おそらく裁判員制度というのは月曜日から金曜日までの仕事の人を基準にして考えられていると思えました。裁判は土日は休みなんですけど、私を含め他の方も土日が仕事で、裁判に出てから土日に仕事をして、また裁判に出るということで、私は特別休暇を取れたから良かったのですが、取れなかった人はなかなか大変だったんだと思うんです。その辺りも考えていただければ嬉しいなと思います。

司会者

ありがとうございます。結婚式の準備で忙しいところ、わざわざ来ていただけたということで、本当にありがとうございます。

今のお話の中で、週末がお仕事の方は、連続勤務になって休みがないということで大変じゃないかというお話しがありました。他にも似たような事情の方はいらっしゃいますでしょうか。

10番さんお願いいたします。

10番

先ほど申し上げましたが、私は学校に勤めておりまして、裁判員の間は他の先生に授業に入って進めてもらいましたので、私の負担としてはゼロでした。少しマル付けを

しに5時過ぎに学校に戻ったぐらいで、なので負担がゼロの人もいるかなと。私の場合は代わりに入ってくれた先生がすごく負担だったかなと思います。

司会者

ありがとうございます。そういう意味では、ご自身の負担ということだけではなく、職場全体の負担の増加、そういった面でも配慮が必要となってくるということでしょうか。

他の方がいかがでしょうか。4番さんお願いします。

4番

仕事に関してではなくて、ちょっと話がずれてしまうんですけど、子供が二人おりまして、小学生と中学生なんですけど、中学生の方はもう結構大人で話せば分かるので何の問題もなく良かったんですけど、小学生の方は時々学校を休みたがるといいますか、なかなか行けない日がある子なんですよね。それで、こういう事情だから毎日裁判所に行くっていう話をして参加したんですけど、4日目か5日目くらいのときに、朝、学校に行かないと言う日がありまして、そのときはすごく焦りました。結局は、説得して、担任の先生にも電話して、私が忙しいので子供が行きたくないと言っているけど行かせるまうと言って、裁判所に来たんですけど、突然に子供のことで問題が起こることはやはりあると思うんですよね。実際、裁判に来ていた方で一人、途中でお子さんが体調を崩して辞められた方がいて、一日でも休んでしまうともう解任ということだったので、私は休まずに行きたいなと思って、なんとかあったんですけども、必ず来なくてはいけないっていうのは、プレッシャーでもあり、義務でもあり、そういうところが少し負担なときもあると思います。

司会者

ありがとうございます。その日は、お子さんは学校に行かれて、その後は特に支障はなかったのでしょうか。

4番

そうですね。大丈夫だったんですけど、たくさん話をしてこういうことをやっているというのを理解してもらってという感じでした。

司会者

ありがとうございます。ご家族全体の協力が学校も含めて必要だったということでしょうか。今のお話の中に出てきましたけれど、家庭の事情でどうしても出て来られない場合も有り得るということは想定して、補充裁判員を選ばせていただいておりますので、ご無理をされなくても良いかなと裁判所としては考えているところではありますが、その中で4番さんは、色々と家族の皆さんのご協力を得て参加していただけたと、本当にありがとうございます。

今まで職場やご家族の協力が得られたという話がいくつか出たわけではありますが、他の方で、なかなか職場の理解が得難かったなというお話があって、差し支えがなければ、ご紹介いただけるとありがたいです。

2番

裁判員に決まって、事前に会社に報告しまして、その間は休んで良いと私の上司レベルで了解はいただいていたんですけども、いざ始まると、更に上の方からやっぱりだ

めだということで、私の勤務は朝5時から午後1時45分までがメインのシフトになってまして、ただもう裁判所にもやりますという返事はしているので、今更職場からだめだと言われても困りますと訴えましたが、半分の勤務で良いからやってくれということで、朝5時から8時まで仕事をして、それから家に帰って着替えをして、9時30分に裁判所に来てということがずっと最後まで続きました。シフトなのでいつ休みという決まりがないので、そのときは土日も仕事が入っていたと思いますので、ほぼ無休で仕事と裁判員裁判の両方を務めたという形になります。

司会者

大変な状況で裁判員を務めていただいて本当にありがとうございます。2番さんの事件は、9日間ということで長丁場の事件だったと思いますが、その中でも非常に大変な中、本当に参加いただいてありがとうございます。

11番さんの話でもありましたけれど、やはり土日にお仕事がある方だと平日の5日間、月曜日から金曜日まで裁判を行ってしまうとなかなか休みが取りにくいという状況は確かにあるんでしょうね。そうすると、場合によっては中1日休んだ方が少しは負担が軽くなるといったことはありそうでしょうか。

11番

会社とも色々話したんですけど、どうやら裁判がある日については、休みを認める制度は整えたと聞いたんですけど、裁判がない日に休みを取るという制度は想定していなかったようです。私の場合、特別休暇をもらえたんですけど、会社としてはそういった制度はなかったということで、裁判と仕事が続いて休みがなくなってしまうということについては、会社の方では準備ができていなかったという状態でありました。

司会者

ありがとうございます。確かに、裁判員制度ができて、裁判に参加する日にはお休みとしてほしいと、裁判所や政府も含めて色々周知や企業へのお願いをしてきたわけなんですけども、連続勤務になることを避けてくれというところまでは明白にはお願いできていなかったのかもしれないですね。そういったところも含めて、まだまだ企業等に対する周知が足りていないところがあるのかなと反省させていただきました。

<法廷での審理について>

司会者

それでは、次の場面の方に移りたいと思います。今度は、皆さんが裁判員、補充裁判員に選ばれて、実際に法廷でのお仕事、裁判に臨まれた場面についての感想等を伺いたいと思います。法廷の流れをざっと確認させていただきますと、法廷では、被告人の本人確認や起訴状の読み上げをした後に、検察官、弁護士双方からのプレゼンテーションである冒頭陳述があって、その後に証拠調べが行われていました。証拠調べでは書面や図面、写真などの内容の説明が行われて、また、証人や被告人の話を書く場面がございました。そして、証拠調べの後、締め括りのプレゼンテーションとして検察官から論告、弁護士から弁論が行われました。こういった流れで手続が進んだわけなんですけれども、法廷でのやりとりで、証拠書類の内容の説明とか、冒頭陳述、証人尋問、被告人質問、論告弁論、当事者の主張はスッと頭の中に入ってきましたでしょうか。理解しやすかつ

たかどうか、ちょっと引っ掛かったかなというところがあったかどうか、その点について伺わせていただければと思います。いかがでしょうか。3番さんお願いします。

3番

私の場合は、放火事件だったんですけども、やはり最初の証拠調べというところが、まだ事件がどんな事件で、どんなふう展開されるのか分からない中で、ダーッと進んでいくように見えましてですね、法廷の中では正直あまり頭に入らなかったというのが実際のところと記憶しています。法廷の間の休憩時間に評議室に戻って来て、色々と裁判官や皆さんと話をしていて、どうもこういうことだったらいいなというのが何となく分かってきたというのが正直なところありました。それ以降の証人尋問に入ってから、いかにもこれは刑事事件の裁判なんだなという感じで、ここから先は、テレビとかの影響もあるんでしょうけど、わりとイメージがあったので、自分なりには分かりやすかったかなと記憶しております。

司会者

証拠が分かりにくかったという話は、証人の話を聞く前の段階、書面や図面の証拠調べに関してというお話でしょうか。一番最初の検察官、弁護人の冒頭陳述でこれからこんなことを証拠調べしますよという予告みたいなものがあったはずだと思うんですけども、書面等の証拠の理解にあたって、それはあまり役には立たなかったという感じなんですか。

3番

何となくそうなのかなというようなレベルではあったんですけど、やはり最初というのはなかなか厳しいものがあったかなというところが正直ございますね。1日目はさすがに緊張してしまっていてですね、そこはスッと頭に入ってこなかった部分というのもあったかなとは思っています。

司会者

緊張と中身自体の難しさと、両方あったということでしょうか。

他の方はいかがですか。6番さんや7番さんの事件は、認めている事件で、証人は確かいらっしゃらなくて、被告人だけの話で、基本的には書証中心の証拠調べだったと伺っております。そうすると、今、分かりにくかったというような書類関係の証拠、ここが問題になってくるのかなと思うんですけども、それはその事件では、分かりやすかったかどうかという点ではいかがでしたでしょうか。

6番

膨大な情報を一度耳にただけでは、やはりすぐには飲み込めなかったです。あと、法壇の上のディスプレイを二人で一つ共有するような形だったので、角度でなかなか現場の方の状況が読み取れなかったというのもありました。それから、弁護人のお話があまりよく分からなくて、そういうところもちょっと気になったところでした。

司会者

弁護人のお話が分からなかったというのは、内容が難しくて分からなかったということでしょうか。どういった点で理解しにくいなとお感じになったのでしょうか。

6番

検察官がお話しされているところの回答、アンサーが違っている部分もあったりして、

私が理解できなかったのかもしれないんですけども、緊張のあまり、流れが速くてあまりスムーズに入っていかなかったです。評議室に戻って、皆さんでテーブルを囲んでお話をしたときに、初めて点と点が繋がったという部分もありました。

司会者

情報が流れてくるのが速かった、追いつくのが大変だったということでしょうか。そうすると、プレゼンする側としても、理解していただけていることをよく見て提示しなければいけないということなんでしょうかね。7番さんから、何かございますか。

7番

私は、わいせつ事件だったものですから、ざっとこんな事件なんだと思って、あと、評議室で皆さんとお話ししたときに、詳しく説明を受けまして、似通った事件の判例も聞きまして、大体こんなもんかなと、自分なりに納得できるような結論を導き出すことができたので、私としては結構満足して終わりました。

司会者

7番さんは特に書類の証拠の理解は、それほど支障はなかったということでしょうか。

7番

とても分かりやすい事件だったんですね。わいせつ事件だったものですから。

司会者

同様に12番さんの事件も認めている事件だったので、書証中心の事件だったのですが、いかがでしたでしょうか。

12番

先ほど少し冒頭でお話しした点になってしまいうんですけど、まず弁護人なんですけど、こんな言い方をしたら大変失礼なんですけど、あまり弁護する気はないなどと、それをまず感じました。それと、もう1点はですね、検察官から求刑をするわけですけども、非常に甘いなど、こんなんで本当に良いのかなというようなことは、すごく感じました。それから、一般の感覚ではこうだねということが、判決ではコロッと変わることがありますよね。一般の感覚と司法の考え方にギャップが生じたときにそこをどう調整していくのかっていうのは、結構大事な問題じゃないのかなと。というのは、最後に決を採っていったと思うんですけども、落としどころをある程度は誘導できると思ったんですね、あのときに。だから、一般の感覚とずれてしまったときに、何か調整方法を見つけておかないと、落としどころはここだね、みたいな形でずっと行ってしまうことがあるのかなと、そんな気がいたしました。

司会者

書証の関係、法廷での証拠調べが理解できたかどうかという観点については、いかがですか。

12番

非常に分かりやすい事件だったので、それは分かりました。

司会者

今、自白事件の話を中心に伺ったわけですけども、他にも争っている事件がございました。そうすると、検察官や弁護人が主張立証する内容が増えてきて、証人の数も多くなるということになったかと思えますけれども、争いがある点についての証拠調べに

関して、分からなかったとか、よく分かったとか、犯罪が成立するかどうかに関する証拠調べについて、分かりやすさだとか、受け止めのしやすさについてのご感想をいただければと思います。

争いがある事件を経験された方、ご意見をいただけますでしょうか。10番さん、お願いします。

10番

我々が担当した事件は密輸事件だったんですけど、被告人が外国人で、ご本人は騙されていたと言っているんですけど、騙した人が何人かたくさん出てきて、すごくゴチャゴチャした事件だったんですけど、幸い被告人が外国人ということもあり、通訳の間に反芻する時間もあったので、すごく分かりやすかったかなと私は思いました。

司会者

色々登場人物が多くて大変だったけれども通訳の時間で、少しテンポがゆっくりだったから、何とかついて行けたと、そんな感じですか。通訳事件の関係で、日本語と外国語を介さなければいけないということで、何かもどかしくて分かりにくかったと、そういう点はございましたでしょうか。

10番

いえ、特になかったかなと。ただ、我々もネイティブではないので、メールの言い回しとか、ニュアンスがあまり伝わらないもどかしさは多少ありました。

司会者

書証の中で出てきたメッセージアプリケーションのメッセージの意味内容についてのやりとりということですよ。他の方、いかがですか。3番さんお願いします。

3番

ここまで言うと言議まで入ってしまうのかもしれませんが、確かこの放火事件の中ではですね、起訴状の中に「何らかの方法により火を放った」と書いてありましてですね、実は、この表現は最後まで私の中では引っ掛かっていました。言議でも実際にこの人が有罪、犯人なのか犯人でないのかという、その部分でも引っ掛かっていた人が他にもいたんじゃないかなと私的にはちょっと思っておりまして、証拠の中、いろんな証拠写真を見ると、どこかにライターが落ちていたんですね。それを見ると、ひょっとするとライターを使ったのかなと分かるんですけども、検察からの主張の中では特に出てこなかったんですね。ですので、何を使って火を付けたかは明らかになっていないままなんですけども、裁判としては何らかの結論を出さざるを得ないというところが、否認事件でもあったので、私の中では最後まで引っ掛かっていました。本当にそういうところを含めて、どうしてもモヤモヤとした分かりにくいものが残る中で、決めるということ是非常に難しいなと思いました。

司会者

今の話は証拠調べに即していうと、証拠上現場にライターがいくつか落ちていたんだけれども、検察官はそれを使ったと言わないと、そういう主張自体がなかなか理解しづらくて、最後まで引っ掛かりが出てしまったと、そういったご感想ということでしょうか。

3番

そうですね。ライターを使ってと言ってもらえれば、こちらとしては逆にスッと落ちるんですが、そこの主張がなくてですね、そういうものなのかなと思うんですけども、ただ、やはり裁く側になったときには、何で火が付いたんだろうというのは率直に疑問に思いましたし、燃え広がったのは燃料が明確だったので分かったんですけども、そこがどうも最後まで引っ掛かってはいました。

三田村検事

私の担当した事件ではないので、一般的な検察官の考え方というところでご説明しますと、確かに現場にライターがあったというのをご覧になると、これで火を付けたんじゃないかと思われるのは、非常に自然な発想だと思いますので、3番さんが、どうして検察官はライターって言わないんだと思われたのは、非常にごもつとも、すごく自然な発想だと思います。ただ、検察官は放火の方法を起訴状という公訴事実に載せる、書く場合には、証拠でしっかりとそれが認定できるかどうかを検討した上で、立証できずとなった場合に記載をすることになっています。おそらく今回の事件は、ライターという可能性ももちろん考えられるけれども、必ずしもそれだと特定するまでは少し難しいかもしれないということで、おそらくその「何らかの方法」というような書きぶりにして留めていたのではないかなと推測いたしました。

司会者

これでご納得いただけたかどうか分かりませんが、その点の検察官の考え方と一般的な感覚というのは少しずれていたのかなという感じでしょうかね。この放火事件では証人を何人か取り調べていて、警察官、消防士、鑑識官、あとは被告人の親族や精神科医、そういった証人尋問、特に精神科医のお医者さんのお話とか、その辺りは分かりやすかったのか、なかなか難しかったのか、その点はいかがでしょうか。2番さんお願いします。

2番

精神科医の証人というのは、さすが検察側が証人として呼ぶだけのことはあるなという形で、非常に内容自体も理路整然としておりましたし、矛盾点は全くなく、本当にこの方の証言である程度は私たちが持っていた疑問というのは解決したなというところまで信頼できるに足りる証人だったと思います。

その証人の話とは別に、証拠の取調べという段階で、なぜこういうことを検察側あるいは弁護側が質問しているのかという意図が全く分からないことがありました。それは、推理小説を読んでいるようで、後になって、あのときの質問はこれに繋げるためにしていたんだなというのが、やっと分かります。私たち素人が入らない従来のプロの方たちの裁判ではそれが当然というのがあったのかもしれないけれども、なぜ今こういう質問をしているというのが分かれば、もう少しこちらの理解も深まって、次に進めるのになというふうには考えました。

司会者

お医者さん以外の警察官などの証人の尋問というところでしょうか。なかなか弁護人の方からは、意図が分かる尋問だと困るということもありますでしょうか。

奥田弁護士

尋問した段階で質問の意図が分かるというのは、聞いている皆さんにとっては理想的

だと思います。ただし、検察官の場合は立証責任があって、立証しなければいけないので、質問の意図が分からないというケースは少ないと思うんですけど、我々は、証人の信用性を殺す、弾劾するというやり方があるものですから、そうするとみんなに手の内が分かってしまうと、要するに、手品の種明かしをした後で証人に質問をしてしまうと、証人にもその種が分かっちゃって、質問の目的が達せられないということがままあるんですね。そういう意図の中で分かりにくくなっているということが一定数あるとは思いますが。ただし、なるべくこれは少なくすべきだし、そうならないように法曹三者で準備している公判前整理手続で、きちんと交通整理をしておくのが良いのかなとは思っております。

司会者

ということで、一定数はやむを得ないかなと思いますけれども、今、奥田弁護士が言ったように、検察官も含めてですけども、意味が分かる質問で、その場で証言の内容を理解していただくというのが大事ですね。

少し戻って、お医者さんの証人尋問は、理路整然としていて分かりやすかったというお話でした。確かに、この事件に関しては、裁判所でプレゼンテーション形式と言ったりもするんですけども、最初にお医者さんがまとめて、スライドなどを使って一通りの説明をしていただいて、その上で個別の尋問が始まるというスタイルをとらせていただいた事件でありました。お医者さんから色々説明があったので、ご理解いただけたのかなとは思いますが、中には精神科医が使う専門用語、難しい言葉も混じっていたんじゃないかなと思うんですけども、その辺りはスッと頭に入ってきましたでしょうか。お医者さんの専門的な説明の内容についてご理解いただけたのか、すぐには分からなくて後から聞いて何とか理解できたという状況だったのか、いかがでしょうか。2番さんお願いします。

2番

証人の先生は専門用語を私たちが理解できる言葉に置き換えて、被告人の病状といいますか、現状について説明されていきました。後からこれはこういうことですよという、私たちが理解できる言葉を付け加えていただいていたので、専門用語だけ羅列されれば全く理解はできなかったと思いますが、その点も証人慣れしていたのかどうかは分からないですけども、非常に理解しやすい言葉で説明していただいたと、私は理解しています。

司会者

1番さん、3番さん、4番さんも同じような感じでしょうか。1番さんお願いします。

1番

私もお医者さんの話は2番さんと同じで、説明は分かりやすかったと思います。

最初に検察官と弁護人の意見を聞いた後に、メモも何もしないでただ茫然と聞いたんですけども、証人尋問が始まったときに、あれっと思うことが多かったんで、それからきちんと証人の言ったことを全てメモにして取るようにしました。評議室に戻って、メモしたこと、聞いたことを合わせて、皆さんや裁判官と一つにしていくのが私たちの仕事なのかなというふうに感じてメモを取っていました。

司会者

メモまで取って理解を進めていただいたということで、本当にありがとうございます。理解できた一助として、言い替えがあったというお話でしたけど、この事件は、検察官請求証拠の鑑定人、精神科医の方だと思うので、検察官と証人の精神科医、双方が準備して色々と工夫したから何とかうまく伝えられたのかなというふうに受け止めました。

今まで争いある事件の話というのが中心でしたけども、いずれの事件も最後は有罪になって、量刑まで到達しました。ですので、量刑に関する最後の場面で、刑の重さを考える上で必要な事情に関する証拠調べや主張、これについては皆さん法廷で理解できたのか、分からないなという点があったのか、この辺りはいかがでしょうか。5番さんはいかがですか。

5番

私が担当したのは放火事件で、被告人が犯人であることに合理的な疑いが残るから無罪だという、そういう主張なんですよね。疑わしきは罰せずという原則があって、直接の証拠がないときに、有罪にするということの難しさをすごく感じました。被告人が出火時間に現場近くにいたとか、放火に使っただろう道具を持っていたということがあって、素人感覚では状況証拠は全部揃っているんですけども、裁判では直接の証拠ではなくて、あくまでも間接的な証拠なんです。ですから、被告人が犯人でない可能性を、一つ一つ潰していくというか、だから時間も掛かったんだろうと思うんですけども、そういう意味で、本当に人を裁くということ、有罪にすることの難しさ、これが本当の裁判なんだということを感じながら、ずっと裁判に立ち会っていたというのが正直な気持ちでした。

司会者

間接事実から被告人が犯人かどうかを考えるのは難しいというお話をされましたけれども、法廷で証拠調べをしている最中に、それぞれがどんな意味合いを持つ間接事実なのか、5番さんなりに理解することはできましたでしょうか。最後に評議室に戻って相談しても分からなかったとか、ご苦労された点はございましたでしょうか。

5番

評議の段階で、検察官の主張はどうなんだ、弁護人の主張はどうなんだ、何が問題になっているのだろうかということを、裁判官が色々整理してくれた中で、自分なりに消化しながら参加したつもりです。

司会者

最後の段階では特に支障はなかったということですかね。そうすると、法廷の最中では1個1個の事実の意味や位置付けを整理できるところまでは行っていなかったということなんでしょうかね。

5番

あくまでも素人ですけども、裁判っていうのはこういうものなのかなという、そんな気持ちで参加していました。

司会者

間接事実で犯人を認定するというのは、なかなか難しい部類に入るのではないかと思いますので、大変ご苦労されたのかなと伺っておりました。ありがとうございました。

では、話を先に進ませていただきまして、量刑の関係ですね。刑の重さを考える上で

の事情に関する証拠調べや当事者の主張について、ご理解しやすかったかという点ですが、この点はいかがでしょうか。これも認めている事件の方が、量刑を中心に主張立証されたと思いますので、6番さんや7番さんからご感想があれば伺いたいと思うんですけれども。

6番

先ほどもお話に出ておりましたけれども、やはり前例にならってというのが基礎になっている感じが大きいいたしました。評議はしましたけれども、枠に置かれた中で決定し、ストーンと収まったなという感じがいたしました。

司会者

評議の話の中での議論をまとめていただいたと思いますけれども、評議の前の段階で検察官や弁護人が述べている求刑や執行猶予の主張、その前提となる量刑に関する事実の主張ですね、こういったものについては少し理解しにくかったかなとか、意味が分からないなというところは何かございましたでしょうか。

6番

意味が分からないものはなかったと思うんですけれども、こういうふう収まってしまふんだというのが大きな印象に残りました。

司会者

他の方で量刑に関する当事者の主張、証拠調べに関して、何かご発言ございますでしょうか。11番さんお願いします。

11番

今回、私が関わったのは、海外でメインに行われていた事件だったので、提示していただいたものの説明はとても分かりやすかったのですが、ただ、お金が被告人から密輸グループに渡っていたことについて、銀行の情報といった証拠のようなものが、海外という理由なのか、銀行から提示がなかったりして、一切証拠がない状態で考えなければいけなかったもので、提示、説明していただいたことはとても分かりましたが、本当に大きなお金が動いていたのかということは、ただ証言しか証拠がない状態なので、証拠がない部分についてはとても苦慮しました。

司会者

海外からやって来たという事件で、日本の警察、検察で捜査できる範囲が限られていると、そういった証拠上の制約から話の裏付けをどこまでやるのということが引っ掛かってしまったと、そういったことなんでしょうかね。この法廷の場面に関して、他の方から何かご発言ありますか。法曹三者から何か質問はございませんか。

三田村検事

先ほど、3番さんや1番さんのお話の中で、法廷での証拠調べが始まって、しばらくの間はサーっと流れて行ってしまつて、しっかりと捉えることができていない面もあったんじゃないかというような振り返りの発言があったと思います。仮に何か、例えば検察官の最初の説明でもう少しこういうふうにしていただければ助かったかもしれないとか、こういうところがあったので、スッと飲み込むのに苦労したというようなところで、何かご指摘いただけることがあれば、今後、改善していく参考にしたいと思うので、伺いたいと思います。

1 番

テレビの見過ぎかもしれないんですけど、資料をただ淡々と読み上げられて、リアリティーさが伝わらないというか、だからこちらもただ淡々と聞いていて、という感じでした。不思議な点とか、分からない点が出てきて、私もようやく証人の話をメモし始めてという感じだったので、最初にこの事件がこんなに大変だというのがなかったと言いますかね。リアリティーさというのはなかったかもしれないですね。

司会者

他の方からはございませんか。3 番さんお願いします。

3 番

おそらくですね、多分、これストーリー性っていうものじゃないのかなというふうに私は思いました。最初に検察官から説明していただいた資料というのは、それ自体はストーリー性を持って書いてあるなというのは読んでいてよく分かるんですよ。それが、証拠となる物を色々示していただいたときに、そのストーリーの中のどの辺にあるのかというのはですね、慣れていない状態で見ていると、資料のどこかに書いてあるんだろうなというのは分かるんですが、見落としているんでしょうね。だから、その証拠に対して、そのストーリーの中の何かっていうのが、ピンと来るようになると、皆さんスッと入っていきえるんじゃないかなというのが個人的な感想ですね。

三田村検事

私が担当した事件ではないので、今、資料を見返させていただいたんですけども、確かに、資料の中にどの点をどの証拠でというような、わりと丁寧に拾って書いてあるタイプの資料の作り方になっているのかなと思うんですけど、それが冒頭陳述の段階で、ここにこう注目して、こういう事実を立証しますよということを、皆さんに関心と言いますか、理解をしていただいて、かつ、証拠調べを見て、先ほどのこの話かというのを分かっていただけのような形というものを更に目指していかなければいけないなと思いました。

<評議について>

司会者

今度は評議室での場面についてお伺いしたいと思います。この場面では、法廷での証拠調べ、当事者の論告・弁論を聞いた後で、自分の意見を作って議論することができたかどうか、その点をお伺いしたいと思います。1 番さんお願いします。

1 番

評議室での皆の意見を一つずつ聞くということによって、自分の考えの方向性を見極められてきたので、やはり、9人で一つのことについて一つずつ評議できたということはずごく良かったなと感じますね。当然、一人、二人のことで決められるようなことではないので、逆に皆と一緒に話すことによってまとまりやすかったというか、それと、責任逃れじゃないですけど、皆で決めたことだから、その方向性に向かって行けたというような気持ちが正直言ってありました。

司会者

ありがとうございます。皆で決めたことだからというのは、責任逃れではなく、元々

そういった制度を予定しておりますので、流行りの言葉でいえばワンチームで行っているわけなので、それは別に責任逃れではないのかなと思います。ありがとうございます。他の方もいかがでしょうか。6番さんお願いいたします。

6番

挙手をして、意見を述べるというのが私自身難しく、消極的になっていたんですけども、話すチャンスを裁判長が優しく誘導してくださって、思いを話すことができたというのが、評議室の中ではすごく印象に残っております。

司会者

意見を聞き出す工夫を裁判長がしてくれたということでしょうか。

6番

はい、話しやすかったです。

司会者

ありがとうございます。他の方もいかがですか、逆に少し話しにくかったということでも結構です。5番さんどうぞ。

5番

一番最初にもお話ししたんですけども、私は素人ですから、こんなことを言って良いんだろうかという不安、プレッシャーが一番強かったんです。ところが、お話しする中で、裁判官の方が、意見は良いとか悪いとかではないんだと、とにかくいろんな見方、考え方を私たちは知りたいんだと言ってくくださったんですね。それで、ああそうかと、本当に素人の意見、考えで良いんだと、そう解釈したものですから、とても話しがしやすかったです。後でこんなこと言わなければよかったなということは一切なく、プレッシャーなく、自分は今こう思っている、こういうふうを考えているということをお話する雰囲気、裁判官3人の方が作ってくれたのではないかと、ことをすごく感じて、裁判員制度に私が参加して、素人の考えをほどよくお話しすれば、後は裁判官が色々選択していくんだろうという、逆の意味でプレッシャーも不安もなく話し合いに参加させていただいたなということを感じました。

司会者

ありがとうございます。他の方もいかがでしょうか。10番さんお願いします。

10番

不謹慎な言い方かもしれないですけど、大学のゼミみたいな雰囲気ですごく発言しやすい空気でした。私の職場の職員会議よりも話しやすい環境だったかなと。我々の言っていることも、本当に反映させていただいて、リラックスして発言できたかなと思います。

司会者

良いお話しばかり出ましたので、何か改善点があれば、裁判官の方でも評議を更に良くするために改善したいなと思う気持ちがありますのでお願いします。11番さんお願いします。

11番

先ほどもお話ししたんですが、海外の事件で裏付けが取れていないことが多かったの、いろんなことを想像してしまうというか、もしこの人が言っていることが嘘だった

らみたいなことも想像してしまっただけで、話が評議の中でも少し飛躍というか、こういったことがあるかもしれない、こうかもしれない、いろんなことを考えてしまいました。私が担当した事件では、ニュースなどで同じような前例を目にする機会がありまして、それが事実として可能性が高いとか、自分の中では整理がついたところがあったんですけども、証拠が少ない状態だと、想像力が他のところにも行ってしまい、起こった事実を正確に理解しなければ正しい判断ができないので、あまり先入観を持って考えるのは良くないと思うのですが、似た事例があるのであれば、先に、こういった事件が過去にありましたという事例を出していただければ、話が飛躍しなくて良かったのではないかなという気が後でしました。

司会者

ありがとうございます。11番さんがおっしゃっているのは、被告人が莫大な遺産を相続できるという話を聞かされて、それに必要な書類を運びに行っただけだという弁解をしており、なんだそれはと思ったのに対して、似たような手口で騙されてやって来た人が他にもいたというニュースに接したと、そういうお話しですね。

山下判事補

おっしゃることは良く分かります。共感はいたしますが、その一方で、事件は一つとして、全く同じものはないわけで、違う事件をヒントに、証拠でもない事件をヒントに事実を考えることは、裁判のルールからすると難しいです。証拠からいろんなことを考えるのが裁判員、裁判官、我々の仕事でして、11番さんにも色々な意見をおっしゃっていただいた記憶がありますので、そこは、もやもやしたところもあったかと思いますが、裁判とはそういうものかということ、あまり改善する気がないのかと思われそうなんですけれども、今のお話は、なかなか難しいところがありましたね。

司会者

何かスッと腑に落ちる手段、方法があればもう少し模索していきたいなと思います。ありがとうございます。他に何かございますか。もう少しこういった点があったら更に意見を言いやすくなるのにとか、そういった改善点、要望点がありましたら、是非伺わせていただきたいと思います。3番さんどうぞ。

3番

自分のことだけ言いますと、評議の場で思ったことは全部しゃべれたんだと思うんですけど、やっぱり、8人いる中で、あまりしゃべっていないなという方がいらっしやいましたよね。裁判官にお伺いいただいてもなかなか出にくいこともあったのかもしれないですけど、私が参加した事件の裁判員、補充裁判員の皆さんは、どちらかという結構しゃべっていたような記憶がありますが、ただ、数名はあまりしゃべっていないな、という方もいたなというのは、少し気にはなっていました。

司会者

ありがとうございます。発言が少ない方々にも裁判官としてはきちんと意見は述べていただいて、議論するような配慮はしてるつもりではありますけれども、これからもそういった漏れとか意見を聞き出すことをし損ねることがないように努めてきたいと思います。評議の局面で、法曹三者から何かありますか。

奥田弁護士

11番さんのお話しでちょっと思ったんですけど、人間というのは必ず理屈どおりに動くわけじゃないんですね。莫大な遺産があるからといって、つられて犯罪に手を染める、そんな馬鹿な話があるかと普通は思うんですけど、そうじゃない人がやはり一定数いらっしゃるって、逆にオレオレ詐欺というようなケースでお年寄りが騙されてる、こんなんでなんで騙されるんだということもたくさんあると思うんですね。人間って必ずしも理屈に則って、行動するわけではないですよというところをご理解いただければなど。逆に言うと、そういうご経験を裁判員の皆さんからはたくさんいただきたいなと思っていてるんです。どうしても我々法曹三者は理屈の世界で生きている面があって、こうだとかうでこうなっていくよね、みたいなことが暗黙の了解の中で進んでるんですけど、いやいや世間的に言うとそうじゃないですよ、こんなこともあります、私の社会経験でこんな人もいましたよ、みたいなことをたくさん聞きたい。そういう意味で、皆さんのご意見を取り入れて、裁判をするというのが、非常に意味があると思っているので、その辺りのことはこれからも重々、私たちも心していきたいと思っております。

<判決言渡しとその後の感想等について>

司会者

それでは、最後の場面、判決を言い渡してその後ということについてお伺いしたいと思います。判決の場面だけではなく、お仕事に戻られて、ご家庭に戻られて、どんなふう感じたのか、冒頭の全体的な感想でも伺わせていただいたのですが、この場面でも、改めて伺えればなと思います。また、終わった後の心理的な負担といった面についてもあったかなかったか、職場に戻ってからのご負担、それ以外のものも含めてお話いただければと思います。いかがでしょうか。10番さんお願いします。

10番

私は、判決が終わった後、すぐにパソコンでレポートを作成しまして、職場で生かすことができました。裁判員裁判が終わったすぐ後の勤務で、参観日だったんですけど、授業が終わった後の懇談会で話もできて、保護者も興味を持って聞いてくれましたし、私の場合はスキルアップになったかなと思っています。駒田裁判長にも出張講座で学校に来ていただいて、本当にありがとうございました。大変勉強になりました。精神面ではストレスもなく、むしろ、リフレッシュして、新たに職務に戻ることができました。

司会者

レポートをお書きになられて、職場で発表されたと。

10番

はい、こんなことをやってきましたということをお子に対して説明しました。

司会者

それは、子供たちだけではなくて、他の先生方にも報告なさったんでしょうか。

10番

そこまではしていないですけども。児童の中には、私が裁かれる側だと勘違いしている子もいて、こういうことをやってきたんだよという説明をしました。

司会者

ありがとうございます。学校に説明したときに、他の先生が裁判員に選ばれたときに

こうするんだとか、レポートを踏まえた職場での体制づくりと言っては仰々しいですけど、そういった点に活かされたといったことはありますでしょうか。

10番

そこまではないですけど、前例がなかったので、裁判員に選ばれましたと言って、普通に休ませてもらって、他の先生方がどうにかカバーしてくれて。あまり苦勞しないで休める職場でしたので、そういうのはなかったですね。ただ、もしなったら相談するねということはたくさん言われました。

司会者

そういった先例を作っていたという意味で、職場に貢献していただいたということでしょうか。

10番

市教委に問い合わせても、初めてだったということですよ。

司会者

ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。4番さんお願いします。

4番

私も学校関係の話になるんですけど、上の子が中学生なので、是非この経験を中学生たちにも伝えられたらなと思って、裁判所から案内をいただいた出張講座のことを担任の先生に話して、是非学校にそういう機会を作ってくださいと言いました。担任の先生が忙しいのか、具体的には話がないんですけど、先生の感触は悪くなくて、初めて裁判員経験者に会いました、今子供たちも公民で勉強をしているので、ちょうど良いタイミングです、いつか実現させたいですよとされている状態です。

裁判員の経験を話せる範囲で私が子供に話して、子供がお友達に話してというところで、色々話していたら、すごく興味を持っている子供たちもたくさんいて、裁判員をやってみたいという子や模擬裁判をやってみたいという子がたくさんいました。これから未来ある子供たちには、裁判員になるチャンスが来るかもしれないですし、家族がなることもあるかもしれないので、やはり教育の場面で、もっともっと広めてほしいなとすごく感じました。

司会者

ありがとうございます。出張講座に応募期限はありませんので、いつでも募集しておりますので、是非先生によろしくお伝えください。他の方はいかがでしょうか。7番さんお願いします。

7番

量刑などに関しては全く素人でどういうふうにして良いのか想像もつかなかったんですけど、裁判官から、過去の事例とかを詳しく聞きまして、アドバイスもいただいて、自分なりに納得する結論というか、判例に従って、刑期を決めることができたので、とても満足しています。あと、判決を言い渡されるときに、私たちの意見も結構盛り込まれていたのがかなり意外で、私たちの意見がそういうふうに使ってもらえるんだという、すごく嬉しい気持ちになりました。

司会者

裁判員裁判は裁判員と裁判官の協働で判断しているわけですから、もちろん裁判員の

意見も盛り込んで当然かと思えますけれども、それが意外だったということが、私たちも意外でした。ありがとうございます。5番さんどうぞ。

5番

素人という立場で参加して、判決のときに、私もえっと思ったんですけども、基本的に裁判官と同等というか、裁判官が2対1に分かれたときに、極端な話、裁判員の票で決まるということですよ。これはちょっと意外でしたというか、驚きました。私たちと裁判官が同列という意味では、本当に最後の判決のときに非常にプレッシャーを感じて、改めてこれが裁判員制度なんだなあと帰ってから怖さを感じてしまいました。

司会者

皆さんで一緒になって考えた結論で、自分だけが一人責任を負うわけではありませんので、そういう意味ではご安心いただければなと思うんですけど、個々人が、それだけの責任を負っているというか、大事な判断をしているということに驚かれているということでしょうか。他の方がいいがでしょうか。9番さんいかがですか。

9番

5番さんが言ったのと一緒に、最後の最後で評議の結果、すごく重いなと思ったのと、毎日、裁判官はその重さを仕事にしてるんだなということを実感しました。それで、やっぱり素人にはちょっと厳しいなというのが正直なところですよ。

司会者

判断が重いなというふうにご発言いただきましたけど、裁判員の仕事が終わってからその重荷というのは今どんな状況でしょうか。

9番

正直言って、帰りの汽車の中で、ああ厳しいな、でも終わったなっていうほっとした感だけが残りました。

司会者

重い責任を果たしたけど、その後ずっとプレッシャーになって引きずってしまったということはなかったと、そういうことでしょうか。

9番

はい。

司会者

ありがとうございます。他の方がいいがですか。10番さんどうぞ。

10番

我々、麻薬の密輸の事件だったので分かりませんが、これが遺族がいたりとか、凶器の写真を見せられたりとか、もしかしたら死体とかも見てたりと考えたら、相当なストレスだったかもなと思います。私は裁判員裁判にはネガティブな印象はなかったんですけど、そう考える人もいるんだなと、それはやってみて思いました。

司会者

確かに今回の意見交換会にお越しいただいた方が参加した事件では、人が亡くなったり、軽い怪我はありましたけれども重い怪我という方はいらっしゃらなかったということでしょうかね。そういう意味では、苦しい思いをしたという方はそこまでいらっしゃらないという理解でよろしいでしょうか。やはりご遺体を見たりするのは辛い思いをす

るのではないかと、そう思われる方もいらっしゃるということでしょうか。

皆さんの終わってからのご経験で、職場やご家庭でお話しされたこととか、その後の心理的負担、あとは、裁判員を経験して物事の見方や考え方が変わったとか、自分にどう消化されたかといった点について、ご経験や感想があれば伺いたいと思います。4番さんお願いします。

4番

やはり終わってから疲れが出て、しばらくぼーっとしていたんですけど、徐々に日常を取り戻してからは、ニュースや新聞で報じられる事件について、前より気にするようになりました。この事件は裁判員裁判になるだろうなというのも分かるので、これは相当辛い裁判になるなとか殺人事件とか子供が被害者の事件は、辛いだろうなと想像しながらニュースを見て、その後の新聞報道も気にするようになりました。やはり自分だけ気にして終わるのではなくて、それらを周りの家族だったり友人とかに話して、きっとこういうふうになっていくんじゃないかという、経験を踏まえて話すことが多少できるようになったんですね。そういう意味ではすごく大きな経験でした。

司会者

ありがとうございました。

<これから裁判員及び補充裁判員となられる方へのメッセージ>

司会者

最後に皆さんから、将来裁判員や補充裁判員になる方がこの場にいるとすると、どのようなメッセージを伝えたいか、裁判員裁判はこうなんだよと理解して感じていただけるようなメッセージがあれば、是非ご発言をいただけますようお願いします。

4番

裁判員の案内が来て抽選があるというときにはなんで辞退しないのっていう反応が周りから結構あったんですね。大変そうだし、ストレスも凄そうだから辞めたらっていう人が多かったんです。ですから、一般的な裁判員裁判に対する意見っていうのは、マイナスイメージが大きいのかなと感じました。私もどうしようと思ったんですけど、今は、抽選に行ってほしいなと思っています。抽選に行ってもし本当に選ばれたら、あまり臆することなくどんどん意見を言ったりとか、分からなければ裁判官の方たちが何でも教えてくれて、コミュニケーションをすごく取りやすい環境だったので、どんどん参加したらとても良いなと思うので、是非行ってほしいなと思います。

司会者

ありがとうございます。7番さんお願いします。

7番

私も同じ意見で、誰でも初めてのことというのは不安で億劫なものだと思うんです。それを勇気を持って一步踏み出すってことが大事だと思っています。望んでも得ることができないこんな機会をそのまま流してしまうのはもったいないと思うんですよね。忙しいとか、面倒だとかそういう理由で辞めるっていうのは、本当にもったいないなと私は思います。忙しいのは皆同じで、いろんな理由で忙しいんだと思いますし、自分には関係ないとか、自信がないとかという理由で逃げるのではなくて、積極的に関わって自

分の意見を世間に知ってもらってことも一つ大事なことだと思っています。もし、裁判員を受けた人が繊細すぎて耐え難いと感じたら、その時点で補充裁判員の方と交代するっていうこともできるので、安心して挑戦してみてほしいと思っています。

司会者

ありがとうございます。どなたかございますか。

10番

裁判員裁判というのは、裁判を短くするという目的もあるんだと思ったんですけども、そういうことのためにも、あとは、法律の素人だからこそ見えてくるものというのもあると思うんですよね。なので、是非とも裁判員をネガティブに考えずに受けてほしいなと思います。

司会者

ありがとうございます。他の方はございますか。3番さんお願いします。

3番

私は、最近、ちょっと色々やっているボランティア活動がありまして、その中で矯正施設、具体的に言うと刑務所とか少年院にお邪魔する機会がありまして、そういう所のお手伝いをしたり、元受刑者の人を雇用する会社の人とお付き合いもあったりしてます。そういうのを見ててつくづく思うのは、例えば、懲役5年になった方は5年後に出てきて、いずれまた社会に戻ってきますということになるんですけども、多分、世の中の大半の方って、懲役の結論が出た段階でだいたい考えとしては終わっているんだろうなという気がしてます。実際には必ず、有期の懲役の方は出所して、またどこかで働らいて生計を立ててというような形で、中には残念ながらまた刑務所に戻る方もいるというような感じだとは思いますが、裁判員制度って最後は懲役を考慮するので、他に考えられる良い機会ってなかなかないと思うんですよね。そういうことを思ったときに、刑事裁判で刑ってというのはいかなるものかっていうことを考える一つのチャンスなんだろうと、素人が考えられるチャンスなので、裁判員になれる機会があれば、仕事があれば時間調整とか色々あるんですけども、いろんな方に挑戦してみたいなと思います。

司会者

ありがとうございました。皆さんから貴重なご意見、これから裁判員や補充裁判員になる方に向けてのメッセージをいただきました。我々法曹三者としては、その方たちにきちんと職務を果たすことができるよう、分かりやすい充実した裁判を実現していきたいと思っています。

本日は、裁判員経験者の皆さん、長い時間お付き合いいただきまして本当にありがとうございました。皆さまからは本当に貴重なご意見を伺うことができました。裁判員裁判に参加するにあたって色々な調整をされたり、ご苦労されたこともお伺いしました。また、色々課題がありつつも全体としては、主張や証拠の内容を理解いただいた上で十分ご議論いただけたことが伝わって参りました。また、この裁判員裁判の経験が、皆さんにとってプラスになったというご感想を聞きまして、本当に嬉しく感じている次第です。いただいた課題や要望については、今後、法曹三者の方でしっかりと検討して裁判員裁判を更により良いものにしていきたいと思っています。

それでは、本日の意見交換会は、これにて終了したいと思います。ありがとうございました。

法曹三者

ありがとうございました。